

2022年度 原子力事業者防災業務計画修正に係る主な修正点（案）

（主な修正点）

1. 原子力災害医療の体制等の充実反映【美浜、高浜、大飯】

原子力災害医療に関する関係機関等との連携等を反映する。

【反映先】

第2章 原子力災害予防対策の実施 第8節 3. 防災関係機関等との連携

第3章 緊急事態応急対策の実施等 第2節 5. 原子力災害医療

2. 特重施設等の供用予定を踏まえた要員、資機材等の見直し【美浜、高浜、大飯】

美浜3号機、高浜1, 2号機、大飯3, 4号機の特重施設の供用予定を踏まえ、要員、資機材等の見直しを行う。

【反映先】

別表2-1-1、別表2-3-4、5、別表3-2-28、別図2-1-1

3. 原子力防災要員の要員数充実【大飯】

下記の通り要員の見直しを行う。

- ・「原子力災害の発生または拡大の防止のための措置実施」の要員を追加。
- ・「防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧」の要員を追加。

【反映先】

別表2-1-1、別表2-3-4

4. EAL（AL25、SE25、GE25）判断基準の解説見直し【美浜、大飯】

EAL判断基準のうち、AL25、SE25、GE25のモード外における常設代替電源について解説内容の見直しを行う。具体的には下記2点を追記する。

- ・モード外における空冷式非常用発電装置の台数を1基で1つの常設代替電源に修正
- ・モード外における特重発電機を常設代替電源に追加（美浜）

【反映先】

別表3-1-22 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈

5. 組織改正に伴う見直し

(1) 総務班の職務（消火活動）を保修班に変更する。【高浜、大飯】

【反映先】

第3章 緊急事態応急対策の実施等 第2節 4. 消火活動

6. 二次災害防止に関する措置、別図2-1-1

(2) 電気保修課と計装保修課を電気保修課に統合するため課長名を修正する。【美浜】

【反映先】

第2章 第5節 4. 気象観測装置、5. 安全パラメータ表示システム、

6. 安全パラメータ表示システム

6. その他

(1) 周辺住民に対する平常時の広報活動の反映【美浜、高浜、大飯】

原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（平成 24 年 9 月 19 日原子力規制委員会決定）（平成 29 年 9 月 19 日全部改正）の命令第 2 条第 1 項第 1 7 号の解説に基づき、原子力発電所の状況に応じた緊急事態の区分の考え方を反映する。

【反映先】

第 2 章 第 9 節周辺住民に対する平常時の広報活動

(2) 非常招集連絡経路の見直し【美浜、高浜、大飯】

非常招集連絡経路の課、室長名等の記載を変更する。

【反映先】

別図 2-2-4、2-2-5

(3) 内閣総理大臣への連絡先見直し【美浜、高浜、大飯】

内閣総理大臣の連絡先は「内閣府政策統括官（原子力防災担当）付を通して、報告を上げるため、重複の連絡とならないよう通報連絡経路を適正化する。

【反映先】

別図 2-2-9、10、11、12

(4) ヨウ素剤の数量見直し【高浜】

安定ヨウ素剤の服用基準に基づき、数量の見直しを行う。

【反映先】

別表 2-3-4

(5) ERS S 伝送データ項目【高浜、大飯】

ERS S 追加伝送を開始したパラメータに係る伝送予定時期を削除する。

【反映先】

別表 2-5-16

(6) 原子力防災資機材現況届出書の記載適正化【美浜、高浜、大飯】

「被ばく者輸送」を「被ばく者の輸送」に適正化する。

【反映先】

様式 2-3-5

(7) 原子力災害対策指針の改正に伴う表現の見直し【美浜、高浜、大飯】

「自治体」を「地方公共団体」に適正化する。

【反映先】

別表 3-3-27、別表 3-3-29、別表 4-2-30、別表 5-1-31、
別図 2-1-1、別図 2-2-2

(8) 前回届出以降に提出した読替表の反映【美浜、高浜、大飯】

組織名称の変更に伴う読替表(2021年9月30日)を提出していることから、6(2)非常招

集連絡経路の見直しにて反映する。

(9) 国土交通省組織改編に伴う反映【美浜、高浜、大飯】

国土交通省の組織改編に伴い「国土交通省自動車局安全・環境基準課」を「国土交通省自動車局車両基準・国際課」に見直す。

【反映先】

別図2-2-10、12

(10) その他記載の適正化

以上